

第5章 交通バリアフリー基本構想

1. 基本構想の方針

「岐阜羽島駅周辺交通バリアフリー基本構想」における基本方針を、関係団体へのヒアリング、アンケート調査およびバリアフリー点検などを参考に設定しました。また、JR岐阜羽島駅は、市民の憩い・交流の拠点でもあります。新幹線駅という特性から広域の利用者が多いため、広域からの利用も想定する必要があります。このような視点から、岐阜羽島駅周辺におけるバリアフリー^{注1}化にあたっての基本的な考え方を整理し、テーマに沿って、岐阜羽島駅周辺のバリアフリー化を進めることとします。

基本的な方針は、利便性の高い新幹線駅にふさわしい広域の玄関口整備に向けたバリアフリー化を目指すこととして、「利便性を活かし人々が集う、すべての人が安全・安心な広域の玄関口」をコンセプトとし、基本的な考え方をテーマとして以下のように設定しました。テーマは、羽島市において必要なバリアフリーの視点から整理しています。

※注1:P.66 参照

コンセプト

利便性を活かし人々が集う、
すべての人が安全・安心な広域の玄関口

テーマ

基本的な考え方

I. 人々が集い交流する玄関口を支えるバリアフリー化の推進

→岐阜県をはじめ広域の玄関口として、交流拠点性の高いにぎわいある“まち”の実現を目指す

II. すべての人にやさしいバリアフリー化の推進

→高齢者・身体障害者のみならず誰もが利用しやすい“まち”を目指す

III. 安全で安心できる交通環境の実現

→道路の安全な通行や夜間時における歩道照明施設の充実など安全・安心な交通環境を目指す

IV. 市民、公共交通事業者、行政等が一体となったバリアフリー化の推進

→市民と行政・事業者が連携・協働し、三者のパートナーシップによる実現を目指す

V. 『心のバリアフリー』の推進

→「かたちのバリアフリー化」のみならずソフト面のバリアフリー化を目指す

ここで、I～IIIについては、ハード的な整備を中心とした対策であり、IV・Vについては、ソフト的な対策です。このため、アンケート調査・バリアフリー点検・特定経路の現状に対するバリアフリーに対する問題点について特定事業としてI～IIIのテーマに基づいて整備を進めます。さらに、バリアフリーの実現に向けて、IV・Vのテーマに基づくソフト的な対策の展開についても実施していきます。

2. 重点整備地区及び特定経路の設定

本基本構想では、特定旅客施設を JR 岐阜羽島駅としています。このため、重点整備地区の位置は、JR 岐阜羽島駅を中心とした「岐阜羽島駅周辺地域」となります。

重点整備地区及び特定経路は、障害者・老人クラブへのヒアリング及び市民・看護大学生・駅利用者アンケートにより、岐阜羽島駅周辺地域においてよく利用する経路や経路上の問題点から点検箇所を絞り込み、バリアフリー点検によって確認をおこないました。特定経路は、現在の利用が多い経路を指定することはもちろんですが、まちづくりの視点などからも将来的に安全な経路を創出し歩行者を誘導することも必要です。そこで、以下の視点から、重点整備地区及び特定経路を設定しました。また、準特定経路を位置付けることによって、重点整備地区内の道路の性格付けをおこない、特定経路を有効に活用しバリアフリー化の波及を進めることとします。

(1) 重点整備地区設定の視点

- **岐阜羽島駅周辺の概ね 1km 圏内の特定施設(徒歩で利用する福祉、公益施設など)となる施設が立地する範囲を基本とする。**

JR 岐阜羽島駅を中心として、徒歩圏である範囲内(概ね 1km)にある施設及び、ヒアリング調査やアンケート調査等で多くの人が利用するとした経路を含む範囲とする。また、バリアフリーの整備をする効果の高いと思われる路線を含む範囲とする。

- **重点的かつ一体的に整備が必要な範囲**

岐阜県をはじめとした広域の玄関口としての賑わいやシンボルの整備、都市の骨格軸としての重点的な整備が求められる範囲とする。さらに、周辺を含めて一体的に整備を進めることが効果的である範囲を含むこととする。

- **まちづくりへの波及効果が高い範囲**

駅を中心としてバリアフリー化を進めることで駅周辺のまちづくりや土地利用へも波及することが期待される範囲とする。特に駅に近い範囲では、特定経路を基軸に準特定経路を設定することで、よりまちづくりへの波及効果を高める。

これらの視点を基に、重点的にバリアフリーに取り組む範囲を設定しました。重点整備地区の範囲は、P.60 に示しています。

(2) 特定経路設定の視点

○ JR 岐阜羽島駅から特定施設までの主要なアクセス経路(主要骨格軸)

特定旅客施設である JR 岐阜羽島駅から特定施設(市民会館・福祉ふれあい会館、県立看護大学)までの区間を高齢者・障害者等の安全で安心な移動空間を確保する、特定経路としての主要骨格軸となる経路として整備する。

○ 広域圏・市民の玄関口としての整備(駅前広場)

新幹線を降りてすぐに利用する駅前広場は、駅の整備とあわせて玄関口の賑わいを創出する。 駅南広場は、主に市民の玄関口として安全で安心して円滑に移動できる環境を創出する。駅北広場については、岐阜県をはじめとした広域圏の玄関口として、また市のシンボルとして賑わいを創出する起点として整備を進める。

○ 面的な波及効果が期待される経路

駅を中心とした周辺の外郭道路を特定経路としてバリアフリー化し、駐車場への安全なアクセスを確保するとともに、土地利用への波及効果を期待するため、外郭道路の内側を面的にバリアフリー化を進め、面的な波及へ展開するための起点的な経路として整備する。

これらの視点を基に、特定経路を設定しました。特定経路は、P.60 に示しています。

(3) 準特定経路設定の視点

○ 特定経路(主要骨格軸)を補完して安心・安全な歩行環境の整備(補完機能)

主要骨格である特定経路をメイン動線とするが、これを補完して高齢者・障害者等の安全で安心な移動空間を確保するために、特定経路を補完する機能を有する経路として整備する。

○ 駐車場利用者の移動動線確保(駐車場)

駅を中心とした周辺の道路を面的にバリアフリー化し、駅周辺の駐車場への乗り換え動線を確保する経路。外郭を特定経路としてバリアフリー化を進め、内側を面的にバリアフリー化を進めていく。歩道がない路線についても、歩行者と車が共存できる歩行空間を確保しつつ、速度規制や通行規制、違法駐車排除などによるソフト面の対策を中心にバリアフリー化を進める。

これらの視点を基に、準特定経路を設定しました。準特定経路は、「交通バリアフリー法」における位置付けはありませんが、特定経路に準じて整備を目指していくものです。準特定経路は、P.60 に示しています。

(4) 重点整備地区の区域及び特定経路

特定経路

■主要骨格軸 ⇒JR 岐阜羽島駅から施設までの歩行環境整備

・駅北広場から市民会館の区間

①市道羽島岐阜線（現道幅員 36m）

②県道岐阜羽島停車場線（現道幅員 50m）

・駅南広場から看護大学の区間

③市道岐阜羽島駅南線（現道幅員 22m）

④主要地方道岐阜南濃線（現道幅員 16m）

⑤市道堀津インター2号線（現道幅員 10m）

■駅前広場 ⇒広域圏・市民の玄関口としての整備

・駅南広場

⑥駅南広場（約 6,000 m²）

・駅北広場

⑦駅北広場(広域の玄関口)（約 9,000 m²）

■駅周辺波及効果 ⇒駅周辺のバリアフリー・土地利用への波及

・駅周辺駐車場への移動動線外郭道路

⑧市道駅東16号線（現道幅員 16m）

⑨市道福寿町1号線（現道幅員 16m）

⑩市道平方大浦線（現道幅員 16m）

⑪市道本郷三ツ柳線（現道幅員 16m）

⑫主要地方道岐阜南濃線（現道幅員 16m）

■福祉ふれあい会館周辺道路

⇒福祉ふれあい会館への接続動線としての整備(整備済)

⑬市道市民会館前通り線(平成16年11月整備完了)

準特定経路

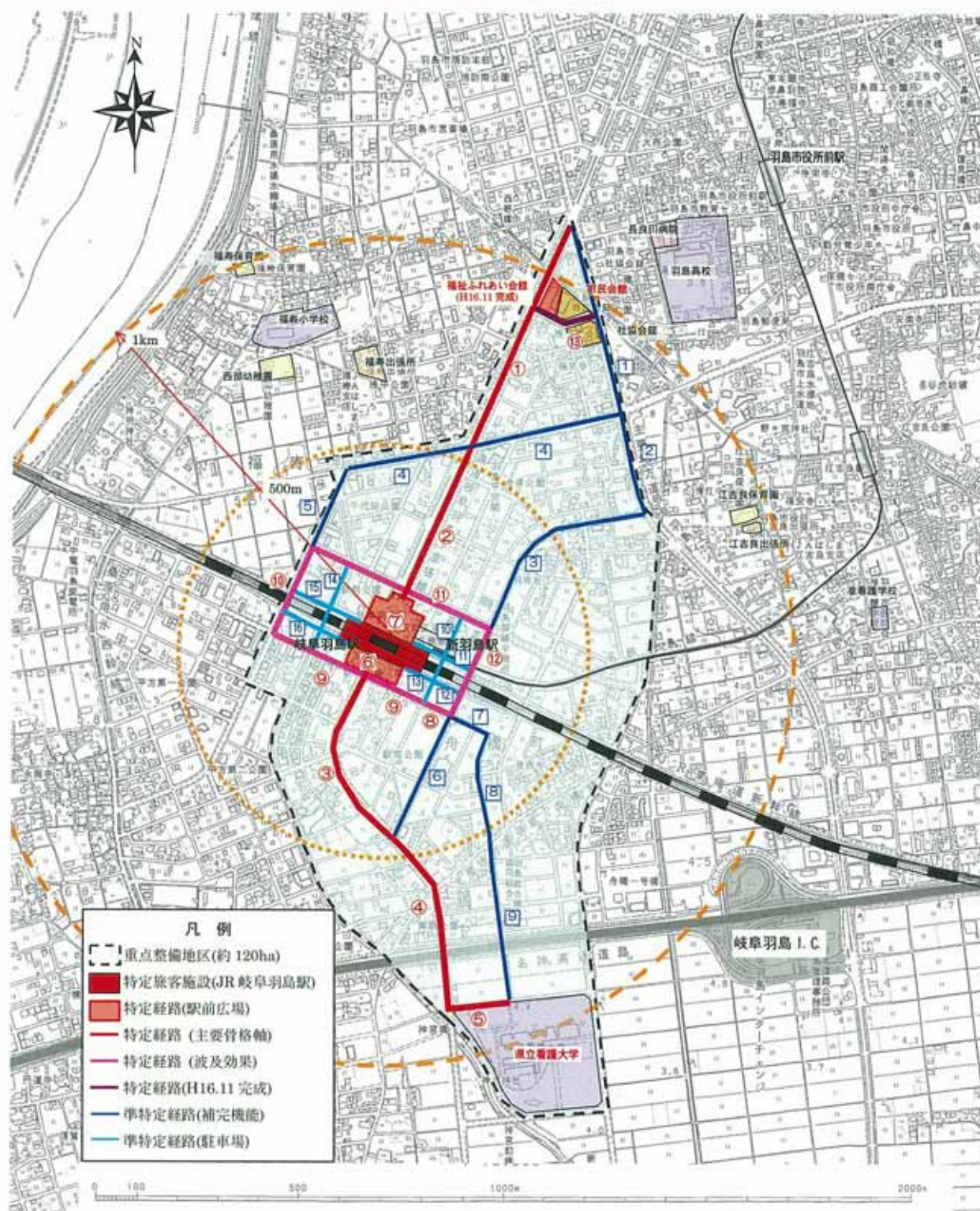
■骨格軸の補完機能 ⇒安心・安全な歩行環境の整備

- 1 県道岐阜羽島線（現道幅員 27m）
- 2 主要地方道岐阜羽島インター線（現道幅員 27m）
- 3 主要地方道岐阜南濃線（現道幅員 16m）
- 4 主要地方道大垣一宮線（現道幅員 22m）
- 5 市道平方大浦線（現道幅員 16m）
- 6 主要地方道岐阜南濃線（現道幅員 16m）
- 7 市道駅東 49 号線（現道幅員 10m）
- 8 市道駅東 51 号線（現道幅員 8m）
- 9 市道舟橋村添 15 号線（現道幅員 8m）

■面的なバリアフリー化 ⇒駐車場利用者の移動動線確保、土地利用への波及

- 10 市道駅東 11 号線（現道幅員 4～6m）
- 11 市道宮北 1 丁目 2 号線（現道幅員 4～6m）
- 12 市道駅東 15 号線（現道幅員 4～6m）
- 13 市道平方 2 丁目 1 号線（現道幅員 4～6m）
- 14 市道千代田出須賀線（現道幅員 8m）
- 15 市道千代田 1 丁目 3 号線（現道幅員 8m）
- 16 市道駅南 1 号線（現道幅員 8m）

図一 重点整備地区と特定経路



3. 交通バリアフリー基本構想

(1) ハード整備の展開

重点整備地区及び特定経路をバリアフリー^{注1}化するために、「特定事業」として各事業者が整備を進める内容を設定します。ここで、テーマのⅠ～Ⅲに基づいて進める整備はハード的な内容になっています。このハード的な整備では、移動のしやすさの確保を目指し、物理的なバリアの除去や移動距離の短縮による負担の低減、わかりやすさの確保、安全性確保といったことを備えた内容とし、高齢者や身体障害者が安全に身体の負担が少なく移動できる環境を創造していきます。

具体的な整備の内容は、老人クラブや身体障害者団体などへのヒアリング、市民アンケート、バリアフリー点検により指摘された問題点や実際の道路状況などから対策が必要な内容についてバリアフリー化を進めていきます。

ハード的な整備は、「道路の移動円滑化基準」^{注2}に基づいて、バリアフリーの基準を満たした整備を進めます。

※注1・注2:P.66 参照

Ⅰ 人々が集い交流する玄関口を支えるバリアフリー化の推進

JR 岐阜羽島駅は、新幹線駅であり、広域からの利用者が多い駅となっています。このため、岐阜県をはじめとする広域の玄関口として、交流拠点性の高いにぎわいある“まち”の実現を目指し、玄関口としてふさわしいバリアフリーの実現に向かって取り組んでいきます。

特に、駅前広場の改善やにぎわいを創出するシンボルや公共空間の確保、駐輪場などの煩雑さの解消などを進めていきます。

○具体的な改善計画

- ・ 駐輪場の整理・整備及び利用者マナー向上への啓発活動
- ・ 駅前広場の利用形態を検討

など

○整備のイメージ



出典:バリアフリー歩行空間ネットワーク形成の手引

II すべての人にやさしいバリアフリー化の推進

バリアフリーの中には、ノーマライゼーション^{注3}の考え方としての、全ての人が平等に社会活動ができる環境を作ることが目的となっています。さらに、ユニバーサルデザイン^{注4}として、全ての人が利用可能なように計画を進める考え方が浸透してきています。このため、高齢者・身体障害者のみならず誰もが利用しやすい“まち”を目指していく必要があります。

高齢者や身体障害者が安全に移動ができるような誘導はもちろんですが、段差や勾配の解消などの妊婦やベビーカーの利用者などといった人が円滑に移動できる整備を進めます。

※注3・注4:P.66 参照

○具体的な改善計画

- ・ 構内のバリアフリー化
- ・ 歩行者の安全な移動のための整備(誘導ブロック)
- ・ 歩道のバリアフリー化

など

○整備のイメージ



構内のバリアフリー化(昇降装置の設置)



歩行者の安全な移動のための整備(誘導ブロック)

横断歩道部の切り下げ



グレーチングの溝



- グレーチングの溝が細かいものとする。
- 設置場所ではできる限り横断歩道以外の部分に設置する。
- 滑りづらき等にも配慮する。

出典:移動円滑化ガイドライン

歩道のバリアフリー化

III 安全で安心できる交通環境の実現

道路の段差解消などを進めるだけではなく、安全に移動ができる整備も重要となります。安全な移動を確保するために、歩行空間の確保や歩行者と自動車の分離、沿道の田畑への転落を防止するといった対策を進める必要があります。また、安心して移動することも重要な要素であり、夜間時における歩道照明施設の充実などにも配慮して、安全・安心な交通環境を目指していきます。

このため、歩車分離や交通安全対策などの安全性の確保、道路照明装置の充実による明るさの確保などの防犯・安全性の視点にも配慮して整備を進めます。

○具体的な改善計画

- ・ バス停の改善
 - ・ 歩行者の安全な移動のための整備(照明施設の設置、転落防止柵の設置など)
 - ・ 歩行者空間の確保(歩道整備・新設、動線の明確化・短絡化)
 - ・ 側道利用の見直し検討
 - ・ 交差点の改良を検討
 - ・ 交差点の改良にあわせた規制の検討
 - ・ 歩行者用信号の設置
- など

○整備のイメージ



整備の例

バス停の改善

横断歩道の設置

柵の設置



整備の例

交差点の改良を検討



整備の例

交差点の改良を検討(交通島の安全確保)



出典:移動円滑化ガイドライン

交差点の改良を検討(スムーズ横断歩道)

(2) 整備の方針
整備内容とスケジュール目標
◆特定経路(主要骨格)

特定事業	施設名称等	主体	改善計画(目標)	整備目標時期(年度) ～H17～H19・H20～H22
道路特定事業	①市道羽島岐阜線	羽島市	歩行者の安全な移動のための整備※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
			側道利用の見直しを検討	
			交通島の安全確保、横断歩道の改良を検討	
	②県道岐阜羽島停車場線	岐阜県	歩行者の安全な移動のための整備※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
			側道利用の見直しを検討	
			交通島の安全確保、横断歩道の改良を検討	
	③市道岐阜羽島駅南線	羽島市	歩行者の安全な移動のための整備※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
			交差点の改良を検討	
	④主要地方道岐阜南濃線	岐阜県	歩行者の安全な移動のための整備※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
	⑤市道堀津インター2号線	羽島市	歩行者の安全な移動のための整備※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
			横断歩道の設置(交差点の改良)を検討	
交通安全特定事業	特定経路	公安委員会・警察	必要な信号交差点の信号現示の適正化、音声案内装置の設置を検討	
	①市道羽島岐阜線	公安委員会・警察	交差点・横断歩道の改良にあわせた規制の検討	
	②県道岐阜羽島停車場線		交差点・横断歩道の改良にあわせた規制の検討	
	③市道岐阜羽島駅南線	公安委員会・警察	歩行者用信号の設置	
	⑤市道堀津インター2号線		交差点・横断歩道の改良にあわせた規制の検討	
その他事業	②県道岐阜羽島停車場線	岐阜県	バス停位置の見直しを検討	
	④主要地方道岐阜南濃線	岐阜県	高速道路高架下の防犯・安全対策	

※1:誘導ブロックの設置、照明施設の設置、転落防止柵の設置など

※2:歩道の段差・勾配の解消、グレーチング・側溝フタの改修など

※3:歩道整備・新設、動線の明確化・短絡化など

※4:障害者用駐車スペース、横断者の安全確保、バス停の改善など

※5:エレベーター・エスカレーターの整備、ローカウンターの設置など

◆特定経路(駅前広場)

特定事業	施設名称等	主体	改善計画(目標)	整備目標時期(年度) ～H17～H19・H20～H22
道路特定事業	⑥駅南広場	羽島市	歩行者の安全な移動のための整備※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
	⑦駅北広場	羽島市	歩行者の安全な移動※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
その他事業	名鉄新羽島駅	名鉄羽島市	バリアフリー対応駅舎を検討(新羽島駅)	
			昇降装置の設置を検討(新羽島駅)	
	⑥駅南広場	羽島市	駐輪場の整理、整備及び利用者のマナー向上への啓発活動	
			駅前広場の利用形態を検討※ ⁴	
	⑦駅北広場	羽島市・(JR東海)	駐輪場の整理及び利用者のマナー向上への啓発活動	
			障害者用の駐車スペースの設置	
			駅前広場の利用形態を検討※ ⁴	

◆特定経路(波及効果)

特定事業	施設名称等	主体	改善計画(目標)	整備目標時期(年度) ～H17～H19・H20～H22
道路特定事業	⑧市道駅東16号線 ⑨市道福寿町1号線 ⑩市道平方大浦線 ⑪市道本郷三ツ柳線	羽島市	歩行者の安全な移動のための整備※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
	⑫主要地方道岐阜南濃線	岐阜県	歩行者の安全な移動のための整備※ ¹	
			歩道のバリアフリー化※ ²	
			歩行者空間の確保※ ³	
交通安全特定	特定経路	公安委員会・警察	必要な信号交差点の信号現示の適正化、音声案内装置の設置を検討	

◆特定経路(福祉ふれあい会館周辺道路)

特定事業	施設名称等	主体	改善計画(目標)	整備目標時期(年度) ～H17～H19・H20～H22
道路特定事業	⑬市道市民会館前通り線	羽島市	バス停の改善	
			歩道の整備	

◆特定旅客施設(JR岐阜羽島駅)

特定事業	施設名称等	主体	改善計画(目標)	整備目標時期(年度) ～H17～H19・H20～H22
公共交通特定事業	JR岐阜羽島駅	JR東海	構内のバリアフリー化※ ⁵	
			歩行者の安全な移動のための整備(誘導ブロック)	

注1 バリアフリー…日常生活や社会生活を営む上での様々な障壁（バリア）を取り除こうという考え方です。物的環境のバリアについて用いられることが多いですが、バリアフリーには、物的環境のバリア以外に、人間の心理的な障壁や社会的制度の障壁を除去する事もバリアフリーです。

注2 道路の移動円滑化基準

(重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準)

項 目	主 な 基 準
幅 員	・ 道路構造令に定める基準以上とし、高齢者や身体障害者等の交通の状況を考慮して設定
舗 装	・ 雨水を地下に浸透させる構造 ・ 平坦で、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げ
勾 配	・ 縦断勾配は 5%以下(やむを得ない場合は 8%以下) ・ 横断勾配は 1%以下やむを得ない場合は 2%以下)
高 さ	・ 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗入れ部を考慮して設定
横 断 歩 道	・ 縁石等による段差は 2cm を標準 ・ 車いすが円滑に回転できる構造
歩 車 分 離	・ 車道との間に高さ 15cm 以上の縁石を設置 ・ 必要に応じて、植樹帯や並木、柵により歩車分離
車両乗入れ部	・ 車両乗入れ部のうち、横断勾配を満たす部分の有効幅員は、2m 以上

※整備にあたっては、県の道路整備の方針等も参考に進めていく。

注3 ノーマライゼーション…障害の有無に関わらず、すべての人が平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営むことを可能にすることであり、障害がある人が特別視されることなく、社会に生活する個人として地域で生活し、行動ができることです。

注4 ユニバーサルデザイン…はじめから年齢や性別、障害の有無などにかかわらず、また、どのような状態の時であっても、すべての人が利用可能なように考えて計画、実施し、常により良いものに変えていこうという考え方であり、障害の有無・障害の種類に関わらず、あらゆる環境において、すべての人が利用しやすい空間を作り出すことを目標としています。ユニバーサルデザインは、最初からバリアを生じさせない構造を設けていくことから、障害・障壁（バリア）の改善を図るというバリアフリーの考え方を発展させた概念と考えることもできます。

整備の概要

JR 岐阜羽島駅

- 構内のバリアフリー化※5
- 歩行者の安全な移動のための整備(誘導ブロック)

交通島の安全確保、横断歩道の改良を検討

横断歩道の改良にあわせた規制の検討

側道利用の見直しを検討

歩行者用信号の設置

交差点の改良を検討

交差点の改良にあわせた規制の検討

特定経路(道路及び駅前広場)全体

- 歩行者の安全な移動のための整備※1
- 歩道のバリアフリー化※2
- 歩行者空間の確保※3
- 必要な信号交差点の信号現示の適正化、音声案内装置の設置を検討

福祉ふれあい会館・市民会館

バス停の改善

歩行者空間の確保※3

バス停の位置の検討

駅北広場

- バリアフリー対応駅化を検討(新羽島駅)
- 昇降装置の設置を検討(新羽島駅)
- 駐輪場の整理、整備及び利用者のマナー向上への啓発活動
- 駅前広場の利用形態を検討※4

駅南広場

- 駐輪場の整理、整備及び利用者のマナー向上への啓発活動
- 駅前広場の利用形態を検討※4

横断歩道の設置(交差点の改良)を検討

交差点の改良にあわせた規制の検討

県立看護大

高速道路高架下の防犯・安全対策

凡 例

- 重点整備地区(約 120ha)
- 特定旅客施設(JR 岐阜羽島駅)
- 特定経路(駅前広場)
- 特定経路(主要骨格軸)
- 特定経路(波及効果)
- 特定経路(H16.11 整備)
- 準特定経路(補完機能)
- 準特定経路(駐車場)

公共交通特定事業

交通安全特定事業

道路特定事業

その他事業

Ⅰ人々が集い交流する玄関口を支えるバリアフリー化の推進

Ⅱすべての人にやさしいバリアフリー化の推進

Ⅲ安全で安心できる交通環境の実現

※1:誘導ブロックの設置、照明施設の設置、転落防止柵の設置など
 ※2:歩道の段差・勾配の解消、グレーチング・側溝フタの改修など
 ※3:歩道整備・新設、動線の明確化・短絡化など
 ※4:障害者用駐車スペース、横断者の安全確保、バス停の改善など
 ※5:エレベーター・エスカレーターの整備、ローカウンターの設置など

0 100 300 600m

(3) ソフト対策の展開

交通バリアフリーの推進のためには、ハード面の対策だけではなく、ソフト面の対策も重要です。このため、「交通バリアフリー法」においても、必要な情報を高齢者や身体障害者等にわかりやすく提供することを公共交通事業者には努力義務として課されています。さらに、交通バリアフリーの推進のためには、公共交通の従業員や一般の人々の理解と協力が必要です。このため、公共交通事業者等に対して従業員の教育訓練の努力義務が課せられています。一般の人々には高齢者や身体障害者が公共交通機関を利用している際に協力するように努める必要があります。さらに行政は、広報活動などを通じて交通バリアフリーに対する市民への理解を深めるように努める必要があります。このようにそれぞれの立場でバリアフリーを進めていく必要があります。

岐阜羽島駅周辺交通バリアフリー基本構想では、ソフト面のテーマとして次の2つを掲げます。それぞれについて、羽島市で実施する主な内容を示します。また、ここで示した内容以外にもソフト的な対策は適宜進めていくものであり、ソフト対策は継続して実施して効果があがるものです。なお、ここで掲げる内容は、重点整備地区のみではなく、全市的に展開を図り、市民全員がバリアフリーの意識を持った社会の創出を目指していきます。

IV 市民、公共交通事業者、行政等が一体となったバリアフリー化の推進

バリアフリーの社会実現のため、市民・公共交通事業者・行政・関係団体・ボランティア等とのパートナーシップによりソフト面への取り組みを積極的に展開していきます。それぞれが担う役割や立場に応じて、協働とパートナーシップによる社会参画により、バリアフリーの実現に向かって取り組んでいきます。

○市民と行政等との協働による継続的な取り組み

沿道の市民や商店が、道路上の美化に努め、清掃や植栽の管理などの環境美化活動を担ってもらふアダプト制度等を展開し、「自分の町は自分できれいにする」という住民の地域への帰属意識の向上という効果を期待し、市民の自発的な活動を行政等がサポートします。

また、交差点部での植栽を見直すことによって、視認性の確保やゴミのポイ捨ての抑止を実施し、市民と行政が協働して道路の維持管理に取り組んでいきます。

さらに、基本構想の実現へ向けて、市民や行政、事業者とも協働して事業の進捗をチェックしながら継続的に取り組んでいきます。

- ・ アダプト制度の展開
- ・ 事業進捗のチェック機能の組織化検討

○バリアフリーに関する情報交換

障害者用押しボタン信号の使い方や障害者用駐車場の一般車の駐車禁止など、バリアフリーのルールについて情報発信を実施して、障害者のために整備された設備が有効に活用される社会を目指します。さらに、市民や団体からも意見の収集に努め、コミュニケーションを図りながら情報の共有を進めます。

バリアフリーに関する事業の進捗状況について HP 等により公開するとともに、市民からも意見の収集をおこない、事業実施後の評価点検等を実施する機会等について設けていくことで、市民参加の整備を進めます。

- ・ ホームページや広報を活用した情報提供
- ・ 市民の提案の受け付け制度の構築

○交通安全マナー及び駐輪マナー、違法駐車等への意識啓発活動

マナーやモラルの向上や自発的な取り組みを促進するため、広報活動やイベント、学習機会などを設け、啓発活動に努めます。また、高齢者、障害者の体験会やバリアフリー点検会などの開催により、高齢者や障害者の移動の阻害となっていることを体験することによって、マナーの徹底の必要性を認識する機会を設け、他の市民への波及にも期待していきます。

- ・ 駐車・駐輪マナーの向上啓発活動
(身体障害者用駐車場への一般利用禁止や駐輪場の整理など)

○賑わいのあるまちづくり

JR 岐阜羽島駅は、新幹線駅であり広域からの利用が多くみられる駅となっています。また、市民の憩いの場としても活用され、交流・集いのある賑わいのあるまちづくりが求められます。人々が交流し賑わいを創出することで、高齢者・身体障害者等も安心して外出できる環境ともなり、介助の意識などの心のバリアフリーを発信する拠点的な地区として、市内への波及を期待します。

バリアフリーの拠点的まちづくりを進めるためにも、駅周辺の土地利用の展開や面的なバリアフリー化を検討するとともに、心のバリアフリーを実践する場としても活用していきます。

- ・ まちづくり計画の作成など

アンケート調査におけるまちづくりへの意見

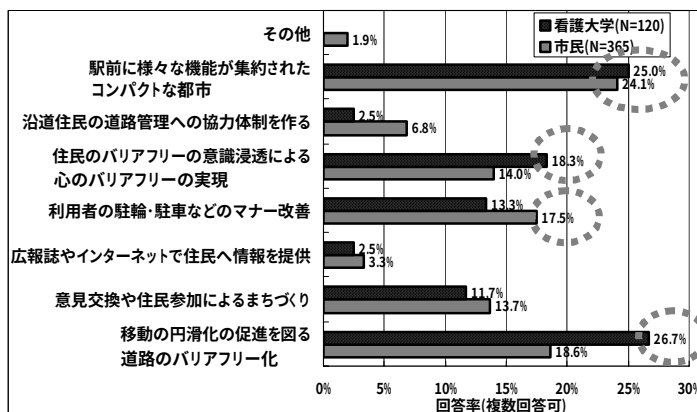
◆バリアフリーのまちづくりへの実現のために(市民・看護大学)

バリアフリーのまちづくりの実現に向けて、必要だと思うことは何ですか。

●コメント

「市民」「看護大学」とともに、道路のバリアフリー化、駅前に集約したコンパクトな都市形成が必要であると考えられている。

さらに、「市民」では、駐輪・駐車マナーの改善が必要と考えており、「看護大学」は、心のバリアフリーの浸透が必要と考えている。これは、両者ともにソフト面の充実が必要であると考えられている。



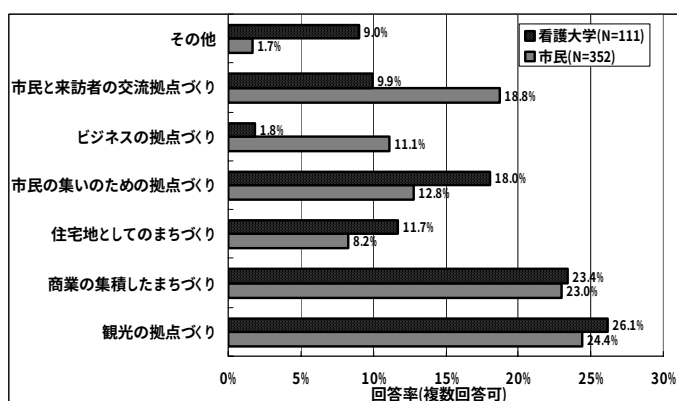
◆今後のまちづくり(市民・看護大学)

岐阜県の玄関口である駅周辺では、今後どのようなまちづくりを進めて欲しいですか。

●コメント

「市民」「看護大学」とともに、観光の拠点づくり、商業の集積したまちづくりが求められている。

さらに、「市民」では、市民と来訪者の交流拠点、「看護大学」は、市民の集いの拠点づくりが必要と考えている。



V 『心のバリアフリー』の推進

道路の段差解消などのハード面での整備のみでは、バリアフリーの実現は難しく、周囲の人の「車いす利用者の介助」や「高齢者への案内」といった少しの思いやりの行動が、ハード面の整備の効果をより有効に活用することに繋がります。

「物理的なバリアフリー(ハード面の整備)」によって、道路の段差が解消され物理的に移動が可能となっても、路上に自転車が駐輪されていれば、バリアフリーは実現していません。また、「心のバリアフリー」の展開によって思いやりのある行動が実行されても、道路に段差があっては物理的に移動が困難であり、バリアフリーの実現は不可能です。真のバリアフリーとは、よりよい整備と思いやりの心の両者が整ってこそ実現できるものです。施設や道路、車両等の整備が進められていきますが、こうした思いやりの心を養い、バリアフリー環境への理解を深めていくことで、整備された施設を有効に活用していきます。

○安心して利用できる公共交通環境の創出

バス、タクシー、鉄道などの公共交通を安心して利用できるよう、介助の方法や車いすの取り扱いなどの教育訓練をとoshi、高齢者や障害者等の円滑な公共交通機関の利用環境を創出します。

- ・ 教育訓練への取り組み

○児童・生徒、社員等に対する学校、会社での福祉教育の実施

「心のバリアフリー」に必要な思いやりの行動は、意識して実行できるものではなく、子どもの頃からの行動や継続した行動によって身についていくものです。また、親の行動も子どもの意識には重要であり、親に対しても福祉の意識の認識は必要となっています。

子どもに対しては、郷土学習などを通じて安全な街づくりを学習・経験し、意識啓発を促していきます。学習教材の充実とともに、子どもが実際に街へ出て体験や点検をする機会を作り、街づくりへも活用していきます。

- ・ 学習教材の充実、街づくりやバリアフリー体験

○市民参加の学習機会の展開

市民がバリアフリーに関する意識があっても、具体的な介助の方法や対処の仕方を知らないために、実行に移せない場合が多くなります。市民を対象にセミナーやシンポジウム、講習会などを展開することで、気軽に介助ができる環境作りを進めていきます。

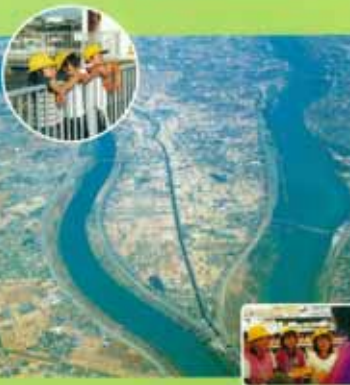
また、市や福祉団体などのイベント活動などにより、バリアフリーについて市民が参加できる機会を多く設けるように努めていきます。

- ・ シンポジウムや講習会などのセミナーの開催
- ・ イベント時などでのバリアフリー体験会の実施

羽島市小学校社会科副読本



▲ 寶靈藥房藥丸的廣告 (1)



小学校社会科の副読本には、「安心してく
らせる町をつくろう」としてバリアフリーの
まちづくりが紹介されています。さらに、学
習教材としても充実していくことで子ども
の頃から意識の醸成を図ります。

4. バリアフリーの社会の実現に向けて

バリアフリーの社会の実現に向けて、基本構想に基づき目標年次である 2010 年(平成 22 年)までの実施を目指して特定事業を進めていきます。このため、より具体的な実施に向けた「特定事業計画」を各事業者が作成し、バリアフリー化のための事業を展開していきます。また、特定事業として位置付けられていないものについても、特定事業の実施とあわせて実施することが効果的なものなどについては、実施・検討をしていきます。さらに、交通バリアフリー法での位置付けはありませんが、特定経路の整備をより効果的にするために準特定経路を設け、バリアフリー化を検討していきます。

あわせて、ソフト面についてもバリアフリー環境を創出していくことで、多くの人にバリアフリーの配慮の重要性について認識され、バリアフリーの整備が一般的なものとして定着していくことを期待します。また、この基本構想で示したソフト面の対策は一例であり、さらに市民意識の高揚に伴って様々な活動を展開していきます。

さらに、羽島市が中心となり基本構想にまとめられた事業の進捗状況を把握し、推進を図るとともに、市民と協働で確認し、維持管理を進めていきます。また、必要に応じて重点整備地区の土地利用や社会情勢の変化、技術の進歩などにより、構想を見直すことも必要で、より良い高齢者や障害者等の社会参加環境を創り出して行くことが重要です。このためには、バリアフリーを実現する推進体制についての設置を検討していきます。

- 特定事業計画を策定し、各事業者がバリアフリー化に取り組んでいきます。
- あわせて整備することが効果的な事業についても実施・検討していきます。
- 市民意識の高揚を図り、様々なソフト施策を展開していきます。
- 市民と行政等が協働で、維持管理に努めていきます。
- バリアフリーを実現する推進体制の設置を検討していきます。